



第3部 基本計画

重点目標 1

子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進

■目標の方向性

- 子どもはまちの未来を創造する担い手であるとともに、地域の宝です。そのことを念頭に置き、本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもとその家族、そしてそれを支える地域が輝けるような取組を展開します。
- 本町の優れた子育て支援と、それを取り巻く住環境も含めた情報発信を行うとともに、気軽に相談できる体制づくりにも取り組みます。
- 本町が選ばれるまちであるため、移住希望者や住宅取得希望者の負担や不安の軽減に向けた取組を展開するなど、移住・定住の促進につなげ、本町の恵まれた自然環境での快適な住環境の整備・向上に努めます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
子育てしやすいまちだと思う人の割合	84.3% (H30)	➡	90% (R6)
転入者－転出者の数	3人 (H30)	➡	127人 (R2～R6の累計)

■主な取組

1. 子育て支援の充実

- 1-1 子育て環境の整備（母子保健対策の推進、子育て支援事業の充実、保育施設の整備）
- 1-2 経済的支援（子育て世帯への経済的支援）
- 1-3 不妊治療への助成（特定不妊治療への助成）

2. 教育の充実

2-1 子どもの教育環境の充実

- 豊かで確かな学力の育成、学びを支える教育環境の整備、健やかな体の育成、
特別な支援を要する子どもへの教育体制の充実

2-2 相談体制の充実（不登校・ひきこもり等への対応の充実、いじめ・校内暴力対策の充実）

2-3 特色ある教育の推進（町独自の教育の推進、地域の伝統・歴史等の教育の充実）

3. 移住・定住支援

3-1 住まいの確保

- 既存の住宅ストックによる住まいの確保、町営住宅によるセーフティネットの確保、
増加する空き家への対策

3-2 情報発信（移住・定住に関する情報発信と支援の充実）

重点目標2

暮らしやすい生活環境の形成

■目標の方向性

- 利便性の高い道路整備が図れるよう、国、県に要望を行いながら、本町及び近隣自治体との連携を強化して社会資本の整備を推進します。
- 住民の健康寿命の延伸は、まちの活力にとって欠かせないものであるとともに、「若さ」あふれる想いをつないでいくため、積極的な取組を展開します。さらに、地域の持続的な発展を目指した、広域的な取組を推進します。
- 安心・安全の確保を図るとともに、時代に合った地域コミュニティの再構築を行うことで、今後も住みやすいまちづくりに取り組みます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
「住みやすい」と答えた人の割合	90.9% (R1)	➡	91% (R6)

■主な取組

1. 地域基盤の整備

- 1-1 交通利便性の向上（幹線道路・都市計画道路の整備・充実、地域内道路の整備・充実）
- 1-2 土地利用の明確化（区域区分の見直し）

2. 安心・安全の確保

- 2-1 防災対策の推進（災害に強いまちづくりの推進、災害対応力の向上）
- 2-2 防犯対策の推進（防犯体制の充実）
- 2-3 保健・医療・福祉の充実

〔 健康診査・訪問指導等の推進、予防接種の接種機会拡充、介護予防・介護サービスの充実、認知症高齢者に対する支援、障がい者とその家族への相談体制の充実 〕

3. 地域コミュニティの形成

- 3-1 地域活動の運営支援（高齢者の生きがいの創出、ボランティアセンターの充実）
- 3-2 時代に合ったコミュニティの形成

〔 自主防災組織、子育てサークル活動の支援、生涯学習の機会・環境の整備、高齢者サロン支援 〕

重点目標3

産業の振興と雇用の場の創出

■目標の方向性

- 本町の恵まれた地域資源を活用しながら、若者に的を絞った“しごと”の創出や産業振興を推進することにより、まちの活力のさらなる向上を図ります。
- 付加価値の高い農産物・加工販売物づくりの推進をはじめ、農業就業者に対する手厚い支援を行い、都市部に売り込むことができる「価値」を創り出す若者を育成・応援します。
- 町出身者及び町外在住の人を対象として、挑戦から事業継続に至るまでの総合的な環境整備・起業支援を行うことにより、新産業の創出を促します。本町の産業がより活発なものとなるよう取り組みます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
町内事業所従業員(民営事業所)	8,459人 (H28)	➡	8,500人 (R6)
経営面積1ha以上の農業経営体数の割合	32% (H27)	➡	35% (R6)

■主な取組

1. 新産業の創出

- 1-1 企業誘致（企業誘致の推進）
- 1-2 創業・起業支援（創業・起業支援の推進）

2. 地域産業力の強化

2-1 農業の振興

- 優良農地の確保と活用、農業経営の規模拡大、特産品の開発、
「農」を中心とした産業集積の検討

2-2 地域産品の販路拡大（町内企業の販路拡大、農産物の販路拡大）

3. 観光・交流産業の振興

- 3-1 観光・交流拠点の整備（四銀いしいドーム及び都市公園の整備、文化財の保護）
- 3-2 観光・交流資源の活用・創出

- 観光資源の活用、
日本遺産「藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」の活用、
スポーツを通じたレクリエーションイベントの開催、
広域連携による取組の推進、ふるさと納税制度を活用した交流の推進

4. 人材の確保・育成

- 4-1 後継者育成（農業従事者の育成、商業後継者の育成）
- 4-2 就労支援（元気高齢者の就労支援、障がい者の就労支援）

持続可能な開発目標への取組

■持続可能な開発目標(SDGs)

○持続可能な開発目標(SDGs)は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

■本町における SDGs の位置付け

○「太陽と緑の環境都市 いい」を将来ビジョンに掲げる本町において、SDGs の取組は非常に意義のあるものであり、本計画の基本計画を推進するにあたり、以下の 17 のゴールを意識して推進することとします。



施策分野の目標

1 安全で快適な生活環境の確保

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 土地利用

【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中での市街地の拡大は、公共サービスが受けられず住みづらい環境となる可能性があります。計画的な市街地拡大によって住みよいまちづくりを推進することが必要です。
- 耕作条件が悪い農地の借り手がおらず、貸し付け希望農家への農地の集積が進みにくい状況です。
- 工業用地について、高川原地区の約25haが都市計画の工業用地であり、土地の使用状況や地権者の意識にもそれぞれ課題を招き進みにくい要因となっています。
- 自然環境を後世に引き継ぐため、環境パトロールの実施など意識を醸成させる必要があります。

SDGsの理念に基づく以下の17の分野から該当する対象の目標を掲載

※39ページ参照



【取組の方向性】

- 優良農地の確保を図るとともに、農地の集積を推進し、農業生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
秩序ある土地利用の推進	建設課
(1)秩序ある土地利用の推進 ○石井町都市計画マスタープラン等に則した適正な土地利用への誘導を行い、都市機能が集約した利便性の高い都市拠点づくりを推進し、公共交通を軸とした生活スタイルへの誘導を図ります。	
市街地の整備	建設課
(1)市街地の整備 ○JR石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置付け、徳島東部地域の中に拠点を形成するために、都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、身近な公園等の環境整備を促進します。	
区域区分の見直し	建設課
(1)区域区分の見直し ○区域区分設定時から長期間が経過しており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、まちの活性化に向けて、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。	

施策を推進する担当課

第四次総合
発展計画期
間中の取組
を踏まえた
現状と課題
の整理

本計画に
おける取組
の方向性

計画期間中
に取り組む
施策の概要

農用地の確保	産業経済課 農業委員会
(1)農用地の確保 ○農用地区域の設定等、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し無秩序な非農業的土地利用による開発を防止します。 ○地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生を抑制し、雑草等のクレームがあった農地所有者もしくは耕作者に対し、産業経済課、農業委員会連名による通知の送付、訪問による農地適正管理を依頼します。 ○農地を有効に利用していくため地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで認定農業者等の担い手の確保や農業生産法人への農地利用受託等を推進します。 ○農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)に基づき、農地利用集積円滑化事業に取り組みます。 ○農地中間管理事業により、農用地の利用効率化等を促進し、農業の生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。	
工業用地の確保	産業経済課
(1)工業用地の確保 ○企業立地推進法による立地しやすい条件整備の検討を行い、地元雇用の場の創生に取り組めます。また、工業地域の適正配置について調査し、有効的整備について検討します。 ○市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、都市計画法の開発行為規定に適合する製造業の工場や試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。 ○県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。	
自然環境の保全と活用	建設課
(1)自然環境の保全と活用 ○治山事業については砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。 ○不法投棄を防ぎ、環境意識の高揚を図ります。	

複数課に
わたる
場合は
並列記載

数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	188.0ha	220.0ha
新規企業の誘致件数(累計)	0件	1件	2件

計画期間中
の成果指標
を設定

